

## 収納事務委託事業者の指定について

朝来市財務規則（平成 17 年朝来市規則第 54 号）第 47 条の規定により、収納事務委託事業者を次のとおり指定しました。

名 称	住 所	指定した期間	委託した事務
生野タクシー有限会社	兵庫県朝来市生野町口銀谷 1988 番地 2	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	デマンド型乗合自動車使用料（使用料及び回数券使用料）を収納する事務
有限会社新井タクシー	兵庫県朝来市新井 61 番地	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	デマンド型乗合自動車使用料（使用料及び回数券使用料）を収納する事務
エンタープライズヒライ株式会社	兵庫県朝来市和田山町林垣 255 番地	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	デマンド型乗合自動車使用料（使用料及び回数券使用料）を収納する事務
有限会社旭タクシー	兵庫県朝来市和田山町法道寺 31 番地 1	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	デマンド型乗合自動車使用料（使用料及び回数券使用料）を収納する事務
全但タクシー株式会社	兵庫県養父市八鹿町八鹿 113 番地 1	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	デマンド型乗合自動車使用料（使用料及び回数券使用料）を収納する事務